

令和7年12月15日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年12月15日（月）
午前9時57分から午前11時3分まで

2 場 所 第2委員会室

3 事 件

- (1) 議案第114号 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件
- (2) 議案第123号 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件
- (3) 議案第124号 宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件
- (4) 議案第125号 中央公園に係る指定管理者の指定の件
- (5) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（素案）について
- (6) 報 告 宇部市地方卸売市場再整備基本構想（案）について
- (7) そ の 他

4 出席委員（8名）

委員長	志賀光法君	副委員長	甲谷理温君
委員	芥川貴久爾君	委員	岩村誠君
委員	河崎運君	委員	真宅宣昭君
委員	山下則芳君	委員	吉松剛君

5 欠席委員（1名）

委員 荒川憲幸君

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第114号 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件
- (2) 議案第123号 宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件
観光スポーツ文化部

部 長	青山佳代君	次 長	森本哲也君
次 長	白井幸雄君	ときわ公園整備課長	金子豊君
ときわ公園整備課副課長	岡本隆志君	ときわ公園整備課維持管理係長	酒野晃一君
観光交流課副課長	河野祐治君		

- (3) 議案第124号 宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件
都市政策部

部 長	磯中克文君	次 長	渡辺一正君
-----	-------	-----	-------

住宅政策課長 上原 学 君 住宅政策課副課長 渡邊 哲文 君

(4) 議案第125号 中央公園に係る指定管理者の指定の件

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君 次 長 渡 辺 一 正 君

公園緑地課長 青 山 剛 君 公園緑地課副課長 河 村 芳 紀 君

公園緑地課副課長 大 島 隆 史 君

観光スポーツ文化部

スポーツ振興課長 明 徳 義 和 君 スポーツ振興課副課長 宮 村 毅 君

観光交流課副課長 河 野 祐 治 君

(5) 報 告 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（素案）について

都市政策部

部 長 磯 中 克 文 君 次 長 渡 辺 一 正 君

都市計画課長 青 木 信 之 君 都市計画課副課長 安 達 洋 之 君

都市計画課都市計画係長 三 井 宏 之 君

(6) 報 告 宇部市地方卸売市場再整備基本構想（案）について

産業経済部

部 長 林 孝 之 君 次 長 村 岡 和 弘 君

卸売市場長 石 原 貴 裕 君 卸売副市場長 近 藤 孝 男 君

8 事務局職員出席者

書 記 真 鍋 幸 恵 君

——— 午前9時57分開会 ———

委員長（志賀 光法 君） 時間前ですけれども、全員おそろいですので、ただいまから、産業建設委員会の会議を開きます。

本日、荒川委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の審査は、お手元の日程（案）に沿って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴について、現在のところ申込みはありません。なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合はこれを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（志賀 光法 君） それでは、まず、議案第114号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。

観光スポーツ文化部です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第114号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件について御説明いたします。

このたびの条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されたことに伴いまして、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 おはようございます。

それでは、議案第114号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件について御説明をいたします。

議案集では、61ページに議案、62ページに新旧対照表が掲載されておりますので、御覧ください。

このたびの条例の改正については、関係法令である障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正され、同法第5条第13項に、新たに就労選択支援が創設されたことに伴い、項ずれが生じたため、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例第3条第1号中、第5条第14項を第5条第15項に改めるものです。

なお、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

議案第114号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第123号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第123号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

これは、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

執行部 それでは、議案第123号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件について御説明をいたします。

議案集では79ページに記載されておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料ですが、宇部市公式ウェブサイトで公表しております、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所指定管理者の候補者の選定結果についての資料を配付させていただいておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所については、現在、指定期間が令和8年3月末で満了となります。これに伴い公募を行い、応募のあった1団体について、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所指定管理候補者選定委員会で審査した結果、基準点以上で評価された団体を、指定管理候補者として選定したものです。

まず、資料の1の施設の名称及び位置ですが、名称は宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所、位置は宇部市大字沖宇部字中論瀬233番地1です。次に、2の指定管理候補者ですが、団体名は株式会社ウィズ、代表者名は代表取締役隅田昭人です。次に、3の指定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

続きまして、候補者選定までの経緯ですが、まず、申請団体の応募につきまして、令和7年9月24日から募集要項を配布し、10月3日に説明会及び施設見学の実施、9月24日から10月6日までの質問期間を経て、10月24日まで公募を実施したところ、1団体から応募がありました。

候補者の選定につきましては、宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所指定管理候補者選定

委員会において行っております。この委員会は外部委員として、中小企業診断士、それから大学講師の2名と、健康福祉部次長、観光スポーツ文化部次長で構成をしております。委員会は令和7年10月30日に開催し、申請団体のヒアリング後、審査基準に基づき総合的に評価し、選考をいたしました。

次に、4の選定理由を御覧ください。

選定の理由としましては、審査基準の審査項目に基づく得点が基準点60%を満たしている。募集要項及び業務仕様書に基づき適切な事業計画が策定されている。福祉の専門知識や施設管理・運営のノウハウが合わさり、施設の運営能力と適格性が高く評価された。収支についても、適正に管理され、施設の管理運営体制の安定的な維持・継続が可能なのであると評価されました。

以上の4点が、主な選定理由となります。

次に、5の評価結果を御覧ください。

1番左の欄に示しております審査基準ですが、これは本市の指定管理候補者の選定に係る配点基準により定めております。これらのIからVまでの項目について、委員全員の採点結果を合計いたします。その結果として、候補者の合計得点が380点となり、最低基準点に当たる60%以上であったため、指定管理者の候補者として選定をいたしました。

御説明は、以上となります。

御審査をよろしくお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） おはようございます。

1点確認なのですが、今回公募して1者しか応募がなかったのですが、ほかにはこういう業務を受ける業者が宇部市内にはないということですか。

執行部 宇部市のこの施設は就労継続支援A型事業所となりますが、市内でいうと今8事業者いらっしゃいますが、実際に応募をされたのは1者だったということです。

委員（吉松 剛 君） 分かりました。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。山下委員。

委員（山下 則芳 君） 今回の株式会社ウィズはずっと指定管理をされているのですか。前回の指定管理者も株式会社ウィズですか。

執行部 今回の株式会社ウィズなのですが、現在を含めて5年間の指定管理者もされております。

委員（山下 則芳 君） それでは、前も言ったかもしれないのですが、継続していた場合

は、できれば直近の評価結果を毎年出しますよね。それを出してもらおうと助かるなど。希望です。

執行部 大変失礼いたしました。

株式会社ウィズは、実際には運営に携わっていただいているのですが、正確に言いますと、現在の5年間につきましては、社会福祉法人むべの里光栄と今回の株式会社ウィズの連合体で指定管理者をされております。今回の募集は、株式会社ウィズが単体でされておりますので、一応別扱いで審査もさせていただいております。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） いいですか。モニタリングの結果とかはいいですか。

委員（山下 則芳 君） はい。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第123号宇部市ときわ公園障害福祉サービス事業所に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆様、お疲れさまでした。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第124号宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 都市政策部です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第124号宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件について、御説明申し上げます。

これは、宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

執行部 住宅政策課の上原です。よろしくお願いたします。

それでは、説明をさせていただきます。

議案集の 81 ページを御覧ください。

まず、1 の施設の名称及び位置についてですが、宇部市営住宅につきましては議案集の 81 ページから 83 ページ上、宇部市営改良住宅につきましては 83 ページの中程の部分にそれぞれ掲載の一覧表のとおりとなっております。

次に、83 ページ、2 の指定管理者の候補者についてですが、候補者はアジア J V、代表者は宇部市鍋倉町 5 番 15-2 号、アジア宅建株式会社、代表取締役久保逸記です。また、構成員といたしましては、宇部市中央町一丁目 5 番 14 号、株式会社アトミテック、代表取締役中西康貴と、宇部市新町 10 番 21 号、有限会社ジー・ケーサービス、代表取締役河村静子です。

次に、議案集 84 ページ、3 の指定する期間についてですが、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間としています。

続きまして、指定管理候補者選定の経緯について御説明をいたします。

お手元の資料①を御覧ください。

こちらの宇部市営住宅等の指定管理者の候補者の選定結果については、既に市公式ウェブサイトで公表しているものになります。

まず、指定管理候補者の募集につきましては、令和 7 年 9 月 25 日から募集要項を配布し、10 月 3 日に説明会を実施、9 月 25 日から 10 月 17 日までの質問期間を経て 10 月 24 日まで公募を実施したところ、1 団体から応募がありました。

候補者の選定につきましては、令和 7 年 10 月 31 日に宇部市営住宅等指定管理候補者選定委員会を開催し、応募書類の審査、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、審査基準に基づき総合的に評価し、選考いたしました。

次に、4 の選定理由についてですが、採点合計が最低基準点 100 分の 60 以上を満たしている。これまでの実績から、入居者の声をよく聞くことでサービスの向上に努めている。これまでの実績や類似施設の運営経験を生かし、共同企業体として着実な事業計画を策定していることなどが評価されたものです。

次に、5 の評価結果を御覧ください。

評価に当たりましては、本市の指定管理候補者選定マニュアルにおける指定管理候補者の選定にかかる配点基準を基にしました I から V までの 5 つの評価基準により、選定委員の評価点を 1 人 100 点満点として評価を行い、出席委員 5 人の評価点を合計し算出しています。

その結果、選定委員の合計点数が 340 点となりました。最低基準に当たる 60% 以上を満たしていることから、候補者としてアジア J V が選定されたものです。

説明は、以上となります。

御審査をよろしく申し上げます。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 今回直接関係はありませんが、たくさんあるこの市営住宅の中で、入居率が1割を満たさないような、要は人が望まないような住宅というのがあれば、この中からお示しいただければと思います。

委員長（志賀 光法 君） できますか、資料がありますか。

執行部 1割を満たないとなりますと、かなりの数になろうかと思えます。

1割というのが……空き家率……入居率ですね。すみません、逆を考えていました。申し訳ありません。この中ではございません。

委員（河崎 運 君） では、2割を満たないものがありますか。

委員長（志賀 光法 君） 手元に資料がありますか、ないですか。

執行部 すみません、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

委員長（志賀 光法 君） はい。いいですか。

委員（河崎 運 君） はい。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。山下委員。

委員（山下 則芳 君） 今回の共同体は、今までと一緒ですか。

執行部 同じです。

委員（山下 則芳 君） それで先ほども言ったのですけれども、同じ共同体が継続するのであれば、できれば直近の評価点を示してもらえると助かります。

それで、今回この評価結果、評価点というのは、Ⅰの評価というのが、入居者の意見をよく聞くとなっているのですけれども、あまりその点数が少なかつたりするような感じがしました。

それで、今回の評価結果で500点満点340点という、ちょっと低いなと思っているのですけれども、その中でⅢの経費の削減を図るものというのが60点と、これはぎりぎりですよね。できれば、これは指定管理の評価基準で前も言ったのですけれども、一部項目でも6割を下回った場合は、もう採用しないという厳しいのがいいのではないかと指摘したこともあるのですけれども、Ⅲの項目において60点ぎりぎりとなったことについては、行政としてどのような評価をされていますか。

執行部 まず今回、令和7年度の点数ですけれども、100点満点換算で68点となっています。ですから、若干今回落ちてきているような形にはなっておろうかと思えます。

委員長（志賀 光法 君） 住宅政策課長、今の68点というのは何の数字ですか。

ちょっと待って、整理しましょう。

モニタリングの結果もいるのでしょうか。それと、60点になったギリギリの受け止め方ですかね。もう1回明確に質問してください。

委員（山下 則芳 君） モニタリングとか、いろいろ年に1回評価しますよね。それと比べて、このⅢの項目と同じのがあれば、それが今68点と言われるのですか。

委員長（志賀 光法 君） 最初の質問を整理してください。

委員（山下 則芳 君） ちょっと、よろしいですか。もう1回整理します。

まず、同じ企業体であれば、できればこういうところに直近の評価を提出してほしいなど。特にモニタリングに関して、意外とあまりモニタリングしていないとかありますので、その辺をしてほしいということが1点。

それと今回、この500点満点中で、Ⅲの項目、経費削減を図るとというのが60点でぎりぎりになっています。それで、これはぎりぎり合格なのですけれども、もし、指定管理の制度としてこの見直しをするに当たって、1項目でも6割を切るともう採用しないという方向でいったらいかがでしょうか、という質問です。

委員長（志賀 光法 君） モニタリングの結果というのを、今お持ちですか。

執行部 モニタリングの結果は今、持ち合わせておりません。すみません。

Ⅲの項目の経費の件につきまして、取組としては、指定管理の大部分を占める維持管理費のうち、特に、修繕業務において、不具合箇所を正確に把握し必要な修繕を行うとともに、可能な限り直営で行うことで労務費や諸経費の削減を図るところが評価をされていると思われま

最後の60点未満の件につきましては、こちらは本市の指定管理候補者選定マニュアルに基づいて我々やっておりますので、ちょっとそちらに関しましては……。

委員長（志賀 光法 君） 答えようがないということですね。山下委員。

委員（山下 則芳 君） 今、60点として低いのではないかというのに対して、そうではないような発言をされたと思うのですけれども。

委員長（志賀 光法 君） いやいや、質問がそうだったから、そうされた答えだろうと。

委員（山下 則芳 君） それで、前回応募したときの評価基準Ⅲの経費というのは、幾らだったのですか。それと、前回と比べて今回いろいろ経費が上がっているのかどうか。

委員長（志賀 光法 君） 答えられますか。

執行部 ちょっと今、前回の件は……評価基準Ⅲについての評価ということでよろしいですか。評価基準Ⅲの評価につきましては、前は58点となっております。今回は60点ということで、前回よりは上がっているかと思えます。

委員（山下 則芳 君） 分かりました。一番経費の削減を重視してほしいのですけれども。それは別として。分かりました。

委員長（志賀 光法 君） 質疑は終わりましたか。

ほかにありませんか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） すみません。今の件で、同じなのですけれども、60点という低い点になったその理由を教えてください。

執行部 評価は何段階か評価があつて、5点、4点、3点、2点、1点というような状況で採点するようになります。普通は3点なので、普通が60点です。だから悪いということではなくて、普通が60点です。

今回の場合は、当然、募集をするときに予定価格を算出します。5年間でこれを上限としてやってもらえませんかということをして応募してもらいますけれども、予定価格と同じだったので。だから、その価格というのは、上限と同じなので普通ということで60点ということになっています。ですから、それよりも下げていけば評価は高かったかもしれませんが、ただ、この市営住宅の指定管理料というのは、維持・修繕のハード的な整備のお金も入っていますので、簡単に下げられるようなお金ではないということもちょっとつけ加えさせていただきます。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第124号宇部市営住宅及び宇部市営改良住宅に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（志賀 光法 君） 次に、議案第125号中央公園に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第125号中央公園に係る指定管理者の指定の件について御説明申し上げます。

これは、中央公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により市議会の議

決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

執行部 公園緑地課の青山です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第125号中央公園に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

議案集の85ページを御覧ください。

まず初めに、本議案は、中央公園内にありますテニスコートなどの体育施設と一体的に運営管理を行う指定管理者を指定するため、議案第115号宇部市体育施設（宇部市西部体育館ほか12施設）に係る指定管理者の指定の件として、文教民生委員会においても御審査いただくこととなっておりますことを御報告いたします。

施設の名称は中央公園、位置は宇部市神原町一丁目、指定管理者の候補者は、公益財団法人宇部市スポーツ協会と美津濃株式会社との共同事業体である宇部市スポーツ協会グループを選定しております。

指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

続きまして、指定管理候補者選定の経緯について御説明いたします。

お手元の資料①を御覧ください。

こちらの宇部市体育施設（宇部地域）及び都市公園の指定管理者の候補者の選定結果については、既に市ウェブサイトで公表しているものになります。まず、指定管理者の募集につきましては、令和7年9月29日から募集要項を配布し、10月8日に説明会を実施し、10月9日から10月16日までの質問期間を経て、10月31日までに公募を実施したところ、1団体から応募がありました。

候補者の選定については、令和7年11月12日に宇部市体育施設（宇部地域）及び都市公園指定管理候補者選定委員会を開催し、応募書類の審査、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、審査基準に基づき、総合的に評価し、選考しております。

次に、4の選定理由ですが、選定委員会において、都市公園の管理に関する業務と、体育施設の運営に関する業務の実績や地域、関係機関等との連携による取組、公園緑化やスポーツ振興に寄与する事業計画、適正な経費配分及び管理運営体制が評価されたものです。

次に、5の評価結果ですが、評価に当たりましては、本市の指定管理候補者選定マニュアルにおける指定管理候補者の選定に係る配点基準を基にした、ⅠからⅤまでの5つの評価基準により、選定委員の評価点を1人100点満点として評価を行い、出席委員5人の評価点を合計し算出しています。

その結果、選定委員会の合計点数が357.2点となりました。最低基準にあたる100分の60以上を満たしていることから、候補者として、宇部市スポーツ協会グループが選定されたも

のです。

以上で、説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

委員長（志賀 光法 君） 以上で、執行部の説明を終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。山下委員。

委員（山下 則芳 君） すみません、1点だけ。

評価基準Vの審査項目で、地元への貢献とありますけれども、具体的にどのようなことですか。

執行部 地元への貢献につきましては、体育施設のみならず、周辺の清掃であったり、枝の剪定であったり、そういった活動が評価されたものです。

以上です。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） このスポーツ施設の中で、修理費がかさんで、建て替え、改修が必要なもの、そして類似施設があるからもう廃止してもいいという施設があれば教えてください。

委員長（志賀 光法 君） 今回は、中央公園です。体育施設ではありません。

委員（河崎 運 君） 公園の中の……今回体育施設というのが載っているけれども……、今回は中央公園だけですね。ではちょっと対象が違いますね。

委員長（志賀 光法 君） いいですか。

委員（河崎 運 君） いいです。

委員長（志賀 光法 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（志賀 光法 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第125号中央公園に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（志賀 光法 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(5) 宇部市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画(素案)について、執行部から報告があった。

(6) 宇部市地方卸売市場再整備基本構想(案)について、執行部から報告があった。

委員長(志賀 光法 君) 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

次に、その他として委員長報告及び議会だより掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長(志賀 光法 君) 以上で、産業建設委員会を散会します。

——— 午前11時3分散会 ———

令和7年12月15日

産業建設委員会委員長 志賀 光法